

各 位

令和4年4月吉日
世知原新茶まつりじげもん市実行委員会
会 長 前田秀樹
(公 印 省 略)

新茶まつり「世知原じげもん市」マルシェの開催について（ご案内）

皆様方には益々ご清栄のことと存じます。
下記のとおり、第36回 新茶まつり「世知原じげもん市」開催のご案内を致します。
尚、出店申し込みの際は、下記内容をご確認の上ご協力をお願いいたします。

記

- 1, 開催日時 令和4年 5月28日（土） 午前9時～午後5時
5月29日（日） 午前9時～午後4時
- 2, 開催場所 世知原町・山口神社境内および周辺
※ 今回は、以前までの開催場所と異なり、まちなかを会場として
新たなイベントとなります。
- 3, 申込受付 4月20日（水）～4月25日（月）
FAXにて受付 0956-80-1079
- 4, 座 料 4,000円（1テントあたり）
(2日間) テントはできるだけ3m以内にしてください。
出店・店舗数・間口について相談する場合があります。
出店者様都合で、1日だけの出店も可能です（1日：2,000円）

注意事項：遵守事項をご確認の上、電気をご使用になる店舗は発電機をご準備
ください。火気の取り扱いには十分な対策を講じてください。
- 5, 商品搬入 令和4年 5月27日（金）午後1時からお願いいたします。
- 6, その他 お申し込みの際はFAXにてお願いします。
座料については、後日ご請求をさせていただきます。
また、新型コロナウイルスによる状況によっては、開催が延期または中止となる場合がございます
のでご了承ください。（座料については返金とさせていただきます）
イベントの告知をご自身のSNS等で広く拡散をお願いします。
ホームページ：<https://www.jigemon-1.com>
- 7, 問い合わせ先

世知原じげもん市実行委員会事務局

〒859-6408 長崎県佐世保市世知原町栗迎246-1（世知原地区自治協内）

事務局長 小林 晃

携帯：090-6893-3403 連絡は携帯にお願いします。

T/F：0956-80-1079

【 遵 守 事 項 】

- (1) 佐世保市暴力団排除条例により開催者も努力義務として、暴力団や関係者とのつながりを絶つということになっています。裏面の誓約事項に相違ないことを誓約した上で出店をお願いします。尚、事実と相違する事が判明した場合は出店をお断りいたします。（裏面を御覧ください）
- (2) **新型コロナウイルス感染症についての対策は各店舗で十分対策を行ってください。**
 - ・マスクの着用 ・手指の消毒の徹底 ・飛沫飛散防止の対策 ・出店前の検温 ・体調が少しでもおかしいと感じるときは無理に出店しない。
- (3) **今回は、対面を避けるため、FAX (80-1079) での申し込みを行います。**

その際テントの間口の寸法は正確にご記入下さい。

出店料については、後日ご請求をさせていただきます。
- (4) 締め切り日前日であっても、出店者多数の場合は締め切らせて頂きます。

又、都合によっては、複数の出店舗をされる場合、店舗数の縮小をお願いし、地割りについては事務局に一任をお願いします。また、新しいかたちでの取り組みとなり場所等のことでご迷惑をおかけいたしますが、その件についてのクレーム等は一切受け付けませんのでよろしくお願いいたします。
- (5) 風雨災害及びその他事故等につきましては、実行委員会は一切の責任を負いません。
- (6) 終了時間前に店を閉めないでください。
- (7) 出店者及び出店関係者の会場内・一般駐車場への駐車はご遠慮願います。出店後は事務局が指定する駐車場を利用ください。

なるべく少ない車両台数での運搬にご協力をお願いします。
- (8) **ダンボールやゴミ等は、必ず持ち帰ってください。**
- (9) **【届け出関係】** 火気使用の方は、消火器・ボンベ・燃料の設置場所に係る略図を2部作成し郵送することとし、必ず消火器を設置し市の安全対策を講じてください。

臨時の営業許可は各自で申請をお願いします。

当日、関係部局からの調査がありますので書類等は必ず所持してください
- (10) **販売中の飲酒は厳禁**とし、発覚した場合は今後一切のイベントから排除します。

また、(2)のコロナ対策の徹底を行っていない、業者間の場所についてトラブルをおこした場合も同様の措置を取らせていただきます。

【 誓 約 事 項 】

- ① 私は、「佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）」（以下「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
- ② 私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
 - (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
 - (2) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第15号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
 - (4) 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
 - (5) 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
 - (6) その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者

附 則 この規則は、令和2年3月20日から施行する。